

## ○周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例

平成15年 7月28日 条例第247号

## 改正

平成15年12月25日 条例第269号

平成16年 3月30日 条例第 7号

平成16年 4月 1日 条例第37号

平成17年 3月29日 条例第 7号

平成21年 6月22日 条例第25号

平成21年12月28日 条例第47号

平成24年 3月26日 条例第12号

周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4の規定に基づき、法令又は他の条例に定めるもののほか、執行機関の附属機関を別表のとおり設置する。

(委任)

第 2 条 前条の規定に基づき、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が規則で定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年12月25日 条例第269号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年 3月30日 条例第 7号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則（平成16年 4月 1日 条例第37号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年 3月29日 条例第 7号）

この条例は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則（平成21年 6月22日 条例第25号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年 8 月 1 日から施行する。

(周南市青少年問題協議会設置条例の廃止)

- 2 周南市青少年問題協議会設置条例（平成15年周南市条例第256号）は、廃止する。

附 則（平成21年12月28日条例第47号）

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月26日条例第12号）

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 1 条関係）

| 附属機関の属する執行機関 | 名称                  | 担当する事項及び権限  | 委員数   |
|--------------|---------------------|---|-------|
| 市長           | 周南市まちづくり総合計画審議会     | 周南市まちづくり総合計画に関し、市長の諮問に応じ調査、審議すること。                                    | 40人以内 |
| 市長           | 周南市行政改革審議会          | 周南市行政改革大綱に関し、市長の諮問に応じ審議、審査又は調査すること。                                   | 12人以内 |
| 市長           | 周南市ごみ対策推進審議会        | 一般廃棄物の処理に関する基本的事項及び減量化、再資源化に関し市長の諮問に応じ調査、審議すること。                      | 25人以内 |
| 市長           | 周南市住居表示審議会          | 住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）に規定する方法による住居表示の実施について市長の諮問に応じて重要事項を調査、審議すること。 | 50人以内 |
| 市長           | 周南市地方卸売市場運営審議会      | 周南市地方卸売市場の青果部、花き部の運営に関し、市長の諮問に応じ調査、審議すること。                            | 30人以内 |
| 市長           | 周南市地方卸売市場水産物市場運営審議会 | 周南市地方卸売市場水産物市場の運営に関し、市長の諮問に応じ調査、審議すること。                               | 20人以内 |

|       |                                |   |       |
|-------|--------------------------------|---|-------|
| 市長    | 周南市勤労福祉センター・周南市徳山勤労青少年ホーム運営審議会 | 周南市勤労福祉センター及び周南市徳山勤労青少年ホームの運営に関し、市長の諮問に応じ調査、審議すること。 | 10人以内 |
| 市長    | 周南市こども育成支援対策審議会                | 次世代育成支援対策及び青少年健全育成の推進に関し、市長の諮問に応じ調査、審議すること。         | 15人以内 |
| 市長    | 周南市人権施策推進審議会                   | 人権施策に関し、市長の諮問に応じ調査、審議すること。                          | 20人以内 |
| 市長    | 周南市入札監視委員会                     | 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関し、市長の諮問に応じ調査、審議すること。             | 5人以内  |
| 教育委員会 | 周南市立小・中学校通学区審議会                | 周南市立小・中学校の通学区の設定及び改廃に関し、教育委員会の諮問に応じ調査、審議すること。       | 20人以内 |
| 教育委員会 | 周南市就学指導委員会                     | 心身障害児の適切な教育的措置に関し、教育委員会の諮問に応じ調査、審議すること。             | 30人以内 |
| 教育委員会 | 周南市立学校給食センター運営審議会              | 周南市立学校給食センターの運営に関し、教育委員会の諮問に応じ調査、審議すること。            | 20人以内 |

### 参考

#### 地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号） 「第百三十八条の四第一項」

第百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

○2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

○3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

## ○周南市ごみ対策推進審議会規則

平成15年 7月28日規則第214号

## 改正

平成21年 3月31日規則第30号

## 周南市ごみ対策推進審議会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例（平成15年周南市条例第247号）第2条の規定に基づき、周南市ごみ対策推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

**第2条** 審議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 廃棄物処理・再生事業者
- (3) 流通・販売事業者
- (4) 住民代表者
- (5) 関係行政機関の職員

(任期)

**第3条** 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第4条** 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選で定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

**第5条** 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

**第6条** 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

**第7条** 審議会の庶務は、リサイクル推進担当課において処理する。

(その他)

**第8条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成21年3月31日規則第30号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

資料2 今後のスケジュール（案）

本審議会では、平成26年度で合計4回程度の審議を経て、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画書(案)」を答申するものとします。

|              | 年 月         | 審議事項  |
|--------------|-------------|---|
| 第1回          | 平成26年5月12日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 周南市一般廃棄物処理基本計画〔既定計画〕の概要（ダイジェスト版）</li> <li>○ ごみ組成調査の概要</li> <li>○ 今後のスケジュール</li> </ul>  |
| 第2回          | 平成26年6月     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ごみ組成調査の結果報告</li> <li>○ 既定計画における目標値、施策の進捗と課題</li> <li>○ 周南市におけるごみ処理の現状と課題</li> </ul>  |
| 第3回          | 平成26年9月～10月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 素案の審議               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 数値目標（ごみ排出抑制・リサイクル等）</li> <li>・ 目標達成のための具体的施策</li> </ul> </li> </ul> |
| 11月の1ヶ月間（予定） |             | パブリックコメントの実施  |
| 第4回          | 平成27年1月～2月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ パブリックコメント結果報告（意見及び回答）</li> <li>○ 一般廃棄物処理基本計画書（案）答申</li> </ul>  |

組成調査分類項目表

| 大分類      | 中分類                    | 小分類                       |   |
|----------|------------------------|---------------------------|---|
| 可燃物系     | 紙製容器包装                 | (容)                       | 飲料用紙製容器（リサイクル可能）（アルミ使用のものを除く）<br>紙パック等                                    |
|          |                        | (容)                       | 段ボール（リサイクル可能）   |
|          |                        | (容)                       | その他紙製容器包装（リサイクル可能）<br>紙箱、紙袋、台紙等   |
|          |                        | (容)                       | 紙製容器包装（焼却対象）（アルミ使用のもの）<br>アルミ使用のふた、紙パック等                                  |
|          |                        | (容)                       | 紙製容器包装（焼却対象）<br>汚れた紙製容器包装   |
|          | 紙製容器包装以外の紙類            | (他)                       | 新聞・広告（リサイクル可能）  |
|          |                        | (他)                       | 雑誌・本（リサイクル可能）   |
|          |                        | (他)                       | ざつ紙（リサイクル可能）<br>OA紙、厚紙、封筒、紙皿等   |
|          |                        | (他)                       | 新聞・広告（焼却対象） 汚れているもの   |
|          |                        | (他)                       | ざつ紙（焼却対象）<br>汚れたざつ紙、レシート、感熱紙、ティッシュ等                                       |
|          | 紙おむつ                   | (他)                       | 紙おむつ  |
|          | 衣類                     | (他)                       | 衣類（リサイクル可能）   |
|          |                        | (他)                       | 衣類（焼却対象） 汚れているもの等   |
|          | 布類                     | (他)                       | 布類（焼却対象）  |
|          | 生ごみ                    | (他)                       | 調理くず  |
|          |                        | (他)                       | 手付かず食品  |
| 木・竹・わら類  | (他)                    | 剪定枝、草、花 など                |   |
| その他（可燃物） | (他)                    | 上記以外の可燃物類（たばこの吸い殻、髪の毛 ほか） |   |
| 不燃物系     | プラスチック類                | (容)                       | ペットボトル  |
|          |                        | (容)                       | 容器包装類 レジ袋、フィルム、トレイ、カップ等   |
|          |                        | (容)                       | 汚れた容器包装類  |
|          |                        | (他)                       | 容器包装以外（ごみ袋） 指定袋、市販ごみ袋等  |
|          |                        | (他)                       | 容器包装以外（その他） おもちゃ等のプラ製品  |
|          | 金属類                    | (他)                       | 空き缶類  |
|          |                        | (他)                       | 鉄パイプなど金属類全般   |
|          | 処理困難物<br>（ガラス・陶磁器類）    | (容)                       | ガラスびん   |
|          |                        | (他)                       | びん類以外のガラス類全般  |
|          | 処理困難物<br>（ガラス・陶磁器類を除く） | (他)                       | 電池類、刃物、蛍光管、水銀温度計・体温計、灰、石灰系乾燥剤、ビデオテープ、ライター、保冷剤、薬剤容器（洗剤（まぜるな危険）、除草剤、殺虫剤）、など |
| その他（不燃物） | (他)                    | 上記以外の不燃物類（シカケル系乾燥剤、カゴ ほか） |   |